

カトリック津教会 小教区評議会規約

第1条 名称

名称は「カトリック津教会小教区評議会」とする。

第2条 目的

評議会は小教区がカトリックの普遍教会、および京都教区の教えと方針に一致したビジョンを持ち、福音宣教する共同体になるという「共同宣教司牧」を推進することを目的とする。

第3条 小教区評議会

前条に資する小教区の運営を行うために「小教区評議会」を設置する。

1. 小教区評議会は、京都教区司教から任命されたブロック担当司祭が主宰する。場合によって、司教から任命された修道者がこれに含まれる。
2. 小教区評議会は、役員、各部会の代表者およびその他のグループの代表者である評議員によって構成される。
3. 小教区評議会は、ブロック担当司祭の招集により、原則として毎月1回開催される。
4. 審議事項

小教区評議会は、小教区の運営および活動の全般に関わる事項について審議し、ブロック担当司祭団の承認を経て決定される。

- ① 小教区の宣教司牧に関する基本方針（長期、短期）の作成。
- ② 宣教司牧方針に基づく年間行事の決定。
- ③ 予算と決算の承認、および予算外の支出の承認。
- ④ 各部会、任意団体等の設置および改変。
- ⑤ 小教区規約の変更。
- ⑥ その他必要な事項。

第4条 役員と選挙

1. 教会運営に奉仕する信徒の代表として役員4名を置く。
2. 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

3. 役員は総会および小教区評議会会議の準備、議事運営、会議の記録等を行う。
4. 役員は小教区の代表としてブロック会議、三重地区協議会等に出席する。
5. 役員選出選挙については、選挙管理委員会を設け選挙を行う。尚その委員は評議会が任命する。
6. 選挙管理委員会委員の員数は4名とするが、委員会の業務は選挙管理委員会規定の実行行為のみとする。尚その任期は開票結果を公示した時点までとする。
7. 役員の選出については、被選挙人および選挙人を20歳以上の信徒とし、詳細については選挙管理規定に定める。
8. 役員はブロック担当司祭が任命する。

第4条の2 会計監査

会計監査を司祭団の指名により2名置き、その任務にあたる。

第5条 活動組織

1. 小教区の共同宣教司牧を推進するため、次の部会および団体を設ける。
(業務分掌は別途定めて公示する)
 - (1) 教育部
 - (2) 典礼部
 - (3) 広報部
 - (4) 施設管理部
 - (5) 財務部
 - (6) 国際協力部
 - (7) 社会活動部
 - (8) 墓苑管理委員会。
 - (9) その他の団体
 - (10) 地区集会

2. 各部各委員会代表の選出および任期

代表者は構成員の互選により選出される。

代表者の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第6条 小教区総会

1. 小教区総会は毎年1月にブロック担当司祭によって招集され開催される。なお司祭が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
2. 本総会では司祭団によって承認された事項 小教区評議会で決定した年間事業計画と予算等について信徒に報告する。
3. 本総会では、信徒が小教区運営について意見を述べる機会を保障し、その意見を尊重して、必要があればそれを小教区評議会で検討する。

付則 本規約の制定、変更は、教区司教の認可を得て発行する。

付則 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日 発効2008年1月1日

+ ハウロ 天塚喜直

